

碧南市三世代住宅建設等促進補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市三世代住宅建設等促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、三世代で同居し、又は新たに近居するために住宅等の新築若しくは購入又はリフォーム（以下「新築等」という。）を行う者に対し、当該住宅等の新築等に係る費用の一部を補助することにより、世代間で助け合い、子どもから高齢者世代までが安心して生活できる居住環境の形成を図ることを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (2) 子世帯 子が、同一世帯内で養育する18歳以下の子どもと同居している世帯をいう。
- (3) 親 子の父母又は祖父母をいう。
- (4) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (5) 住宅等 一戸建ての住宅又は共同住宅若しくは長屋の住戸をいう。
- (6) 三世代同居 親世帯及び子世帯が市内の同一敷地内の同一の住宅等に居住することをいう。
- (7) 三世代移住同居 市外からの転入により親世帯及び子世帯が市内の同一敷地内の同一の住宅等に居住することをいう。
- (8) 三世代近居 市外に住所を有する親世帯又は子世帯が住宅等の新築等（リフォームを除く。）に伴い市内に転入し、親世帯及び子世帯のいずれもが市内に居住すること（三世代同居をする場合を除く。）をいう。
- (9) リフォーム 三世代同居のために行う住宅等の工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 調理室、浴室、便所及び玄関のうち2以上の増設又は改修を行う工事
 - イ 既存の住宅等の同一棟の増築又は一部の改築を行う工事（当該増築又は改築に係

る床面積の合計が、10平方メートルを超えるものに限る。)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請の日において、親世帯及び子世帯の構成員の全員が市内に住所を有していること。
- (2) 市税（市外から転入した者にあつては、転入前の市区町村における市区町村税をいう。）の滞納がないこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象建物」という。）の所有権の2分の1以上を有していること。
- (4) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 過去にこの規程による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 三世代移住同居又は、三世代近居をする場合において、親世帯又は子世帯のいずれかが補助対象建物の取得日の前1年以上継続して市外に住所を有し、かつ、当該補助対象建物の新築等に伴い市内に転入していること。

(補助対象建物)

第5条 補助対象建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世代同居、三世代移住同居又は三世代近居（以下「三世代同居等」という。）のために新築等をする住宅等で、子又は親のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしたものであること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
- (3) 居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること。
- (4) 店舗等の用途を兼ねる住宅等にあつては、居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上を占めるものであること。
- (5) 過去にこの規程による補助金の交付を受けていない住宅等であること。
- (6) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (7) その他市長が適当でないと認める住宅等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者の三親等内の血族が所有する住宅等を取得する場合は、交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅等の新築等に要する費用とする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
- (2) 市の他の補助金（碧南市新築住宅建設等促進補助金交付規程（平成22年碧南市告示第39号）による補助金を除く。）の交付の対象となっている経費
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助金の種類等)

第7条 補助金の種類、事業の区分及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たないときは、補助金は交付しない。

補助金の種類	事業の区分	補助金の額
同居補助金	新築又は購入	40万円
	リフォーム	20万円
移住同居補助金	新築又は購入	60万円
	リフォーム	30万円
近居補助金	新築又は購入	10万円

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象建物の取得日から起算して1年以内に碧南市三世代住宅建設促進補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 子と親の関係を証明できる戸籍謄本等
- (2) 親世帯及び子世帯全員の住民票の写し
- (3) 三世代移住同居又は三世代近居に係る補助対象建物の取得日前1年間の住所が確認できる戸籍の附票
- (4) 申請者の市税の完納を証する書類
- (5) 補助対象建物の登記事項証明書
- (6) 新築等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

- (7) 補助対象建物が法第 6 条第 4 項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定により交付された検査済証の写し
- (8) 補助対象経費の内訳が分かる書類及び支払に係る領収書等の写し
- (9) 付近見取図（補助対象建物の位置が分かる地図）
- (10) 補助対象建物の写真及び図面（住宅等のリフォームの場合は、当該リフォームを行ったことが確認できるもの）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、規則第 10 条の規定による補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「翌年度の 4 月 10 日」とあるのは「補助金の交付を受けようとする年度の末日」とする。

（交付の決定等）

第 9 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、碧南市三世代住宅建設促進補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をし、碧南市三世代住宅建設促進補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付の条件等）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、三世代同居等を始めた後 3 年以上、当該三世代同居等を継続しなければならない。ただし、療養、転勤、通学等の事由により転居又は転出が必要となった場合その他市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 交付決定者は、前項ただし書に規定する事由が生じた場合は、速やかに碧南市三世代住宅建設促進補助金交付状況変更承認願を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの規程の規定又は補助金の交付の決定の際に付された条件に違反し

たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、碧南市三世代住宅建設促進補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日以後に新築等に係る工事請負契約又は売買契約を締結し、居住を開始する三世代同居又は三世代近居について適用する。

附 則（令和5年11月1日公告第253号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 補助対象建物に係るこの規程による改正後の第5条第1項第5号の適用について、碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程の一部を改正する規程（令和5年碧南市公告第217号）による改正前の碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程第11条第5項の規定により補助金の交付を受けた住宅等は、過去にこの規程による補助金の交付を受けている住宅等とみなす。

附 則（令和7年3月24日公告第33号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。